

## 平成29年度田川市認知症カフェ運営事業協定仕様書

### 1 目的

この協定は、認知症カフェ運営事業の推進を目的とする。

### 2 認知症カフェ運営事業

認知症カフェ運営事業（以下「事業」という。）は、認知症の人及びその家族、地域住民、認知症に関わる専門職等の誰もが参加でき集うことができる場所（以下「認知症カフェ」という。）を提供することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活が送れる環境を整備し、認知症の人及び家族の介護負担の軽減を図るとともに、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行い、認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進することを目的とする。

### 3 協定内容

- (1) 認知症カフェを設置及び運営すること。
- (2) 認知症の人及びその家族、地域住民、専門職等が気軽に集える場所を提供すること。
- (3) 認知症の人及びその家族への相談支援に関すること。
- (4) 利用者の交流や情報交換に関すること。
- (5) 認知症に対する正しい知識の関する普及啓発に関すること。
- (6) その他、認知症の方等に対する支援に関し必要なこと。

※ 交流、相談、見守り等のプログラムの企画実施に当たっては、田川市地域包括支援センターと連携を図ることとする。また、介護サービス事業所等及び地域の関係者等と連携を図り、地域に開かれた場になるように努めること。

### 4 事業運営方法

- (1) 認知症カフェは月1回2時間以上開催すること。
- (2) 認知症サポーターなどのボランティアを積極的に受け入れ、活用すること。
- (3) 相談対応時は相談者のプライバシーに配慮して対応すること。
- (4) 認知症カフェの利用料金は、原則無料とする。ただし、利用者飲食費等の費用を実費相当額として、利用者から徴収できる。
- (5) 茶菓を提供する場合には、食中毒や異物混入などの事故が発生することがないように、保管方法や手洗い等の衛生に十分留意しなければならない。
- (6) 運営時に事故や災害が発生した時は、速やかに適切な処置を行うとともに、市長に報告しなければならない。

(7) 飲食の提供等については、関係法令等を遵守すること。

## 5 事業実施場所

市民が集いやすい安全かつ10名以上の参加が可能である施設で行うこと。

## 6 人材の確保

認知症カフェ開催時には、専門職を1名配置しなければならない。なお、専門職とは、保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、作業療法士、キャラバンメイト等のことを指し、認知症に関する相談支援を行い、必要時には田川市地域包括支援センターと連携して対応するものとする。

## 7 事業経費

事業経費については、協定事業者が負担する。

## 8 名称

認知症カフェの名称は、協定事業者が定めるものとする。ただし、地域の理解を得られるものとする。

## 9 実績報告等

(1) 協定事業者は、事業効果や結果について、平成30年3月31日までに市へ実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

(2) その他、市が報告を求めた際は業務報告を行うものとする。

## 10 協定期間

協定締結日から平成30年3月31日まで

## 11 個人情報の保護

協定事業者は、事業の実施に当たり個人情報保護法の規定等を踏まえ、参加者の個人情報並びにプライバシーの尊重及び保護に万全を期するものとし、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 12 公平及び中立性

協定事業者は事業を実施するに当たり、正当な理由なく特定の事業者、団体及び個人を有利に扱うことがないように十分に配慮する。

## 13 協議

協定事業者は、この仕様書に規定するもののほか、業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は、市と協議し決定する。